



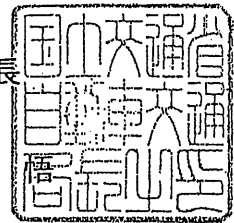
国自技第 146号の3
国自審第1232号の3
国自整第 106号の3
平成16年10月29日

(社) 日本自動車整備振興会連合会

会長 豊崎 寛 殿

国土交通省自動車交通局長

金澤



三菱ふそう製大型トラックのクラッチハウジングリコールに関する整備命令制度の運用について

三菱ふそうトラック・バス株式会社（以下「三菱ふそう」という。）製大型トラックのクラッチハウジングに係るリコール事案（リコール届出番号：1092）については、これまでに、山口県でプロペラシャフトが脱落しブレーキが効かなくなり運転者が死亡する事故等が発生しており、社会的な不安を引き起こしている状態にあることから、当該リコールに係る改善措置の実施促進のために、国土交通省として、関係機関に通達（「三菱ふそう製大型トラックのクラッチハウジング亀裂に対する緊急対策について」）（平成16年7月12日付け国自審第577号）を発出するとともに、対象車両の使用者に対してダイレクトメールを送付して要請する等の措置を講じてきましたが、未だに改善措置の完了に至っていません。

このような状況の中、今般、当該リコール対象車両のうち、未だ改善措置が講じられていない車両のクラッチハウジングを含む動力伝達装置については、別途通知する「三菱ふそう製大型トラックのクラッチハウジングリコールに係

る該当車両の動力伝達装置の保安基準上の取扱い等について」(平成16年10月29日付け国自技第145号、国自審第1231号、国自整第105号)のとおり、保安基準不適合として取り扱うこととなりました。

このため、今後、貴法人におかれましては、当該リコール対象車両のうち未だに改善措置が講じられていない車両を早期になくし改善措置実施完了とするために、当該未措置車両の使用者に対して、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第54条第1項の規定に基づく整備命令を発令することとしましたので、この旨貴会傘下会員に対して周知徹底をお願いします。

なお、本整備命令を発令するに当たって、使用者の特定が必要となる場合には、貴会傘下会員に対して情報提供の協力を求めることがありますので、よろしくご協力願います。